

市第82号議案

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての 損害賠償額の決定

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故について、次のように損害賠償の額を定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 損害賠償の額 51,188,947円
- 2 被 害 者 金沢区白帆 4 番地の 3
株式会社キーサイド
- 3 事故の概要 令和元年 9 月 9 日頃磯子区杉田五丁目において消防訓練塔が台風により倒れて被害者の船舶 4 艇に接触し、これらを破損した。

提 案 理 由

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故に係る被害者株式会社キーサイドに対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

参 考

事 件 の 概 要

1 発 生 日 時

令和元年9月9日頃

2 発 生 場 所

磯子区杉田五丁目31番

3 事 故 の 状 況

旧磯子消防署磯子水上消防出張所の敷地内に設置していた鋼製の消防訓練塔が台風により倒れて、販売のため隣接地に展示されていた被害者の船舶4艇に接触し、これらを破損した。

4 事 故 の 原 因

本件消防訓練塔の設置及び点検等が専門的又は技術的見地からの判断に基づき行われていなかったため、本件消防訓練塔を固定する部品が、台風による強風に耐えられず破損したことによる。

5 損 害 賠 償 の 額 の 内 訳

種 別	金 額
船 舶 補 償 費	34,960,000円
船 舶 修 繕 費	16,228,947円
計	51,188,947円

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第 14 号、第 15 号及び第 2 項省略)

